

粉じん作業特別教育のご案内

共催 名古屋東労働基準協会
(一社)名古屋南労働基準協会

労働安全衛生法第59条第3項および労働安全衛生規則36条および粉じん障害防止規則第22条に基づく粉じん作業特別教育を開催しますので、常時特定粉じん作業に従事する方は受講されますようご案内致します。

労働安全衛生法第五十九条

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則第三十六条

法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は次のとおりとする。

二十九 粉じん障害防止規則第二条第一項第三号の特定粉じん作業に係る業務

☆特定粉じん作業 粉じん作業のうち、その粉じん発生源が特定粉じん発生源であるものをいう☆

粉じん障害防止規則第二十二條

事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、特別の教育を行わなければならない。

本教育修了者には労働基準協会長より「修了証」を事業場には「修了証明書」を交付致します。

日時 2020年11月26日(木) 9:30~15:30

会場 (一社)名古屋南労働基準協会2階教室

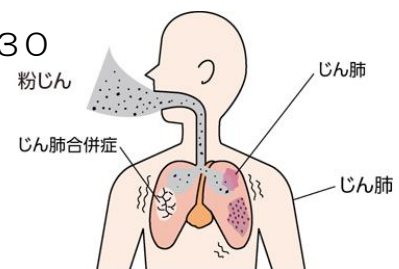
地下鉄名港線「港区役所」駅 1番出口より東進徒歩5分

受講料 会員 7,300円 非会員 9,200円 (テキスト・税込)

申込方法 講習開始6営業日前までに下記申込書をFax又は郵送下さい。
ホームページ『名古屋東労働基準協会』からWEB申込みも可能です。
〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9

名古屋東労働基準協会 Tel.052(882)3909 Fax052(883)3586

支払方法 講習開始6営業日前までに現金または銀行振込にてお支払いください。



<振込先>

三菱UFJ銀行 堀田支店 普通 0656029 名古屋東労働基準協会
振込手数料はご負担ください

※ 11月17日(火)を過ぎますと、キャンセル・変更・受講料等の返金はできませんので、ご了承ください。

※ 講習会は直前でも受付できる場合があります。まずはお電話にてお問合せください。

粉じん作業取扱者特別教育 申込書 11/26

会社名	住所 〒	
担当者所属 名前	Tel	Fax
(フリガナ) 受講者氏名	(フリガナ) 受講者氏名	
生年月日 S. H 年 月 日	生年月日 S. H 年 月 日	

●この受講申込書で頂いた個人情報、講習会の開催に必要な業務等に使用し、目的外の利用を行うことはありません。
詳細は当協会ホームページ (<http://www.meito-roukyo.jp>) をご覧下さい。☆